



すいた市議会だより

No. 276 3月定例会号

編集 / 議会広報委員会

発行 / 吹田市議会

吹田市泉町1丁目3番40号

直通電話 06(6384)2696

FAX 06(6338)0920

総額2,026億円26年度予算を可決

100条委員会調査報告書を全会一致で可決

3月4日から4月1日までの会期で3月定例会を開きました。市長提出の平成26年(2014年)度当初予算は、一般会計、10特別会計及び水道会計で総額2026億円となっています。また、コミュニケーションセンター条例案や、人選案件など60件が市長から提出されました。

本会議初日に、グリーンニューデール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の委員長が調査結果報告を行い、その調査報告書を全会一致で可決しました。また、昨年5月定例会から継続審査していた執行機関の附属機関条例改正案(総務部所管分)の施行期日について、市長から修正申し出があり、承認しました。

市長提出議案のうち、執行機関の附属機関条例改正案(こども部所管分)は、市長により撤回されました。また、児童会館条例改正案、平成26年(2014年)度一般会計補正予算案(第1号)及び昨年3月定例会から継続審査していた市長給料等特別条例案を否決するとともに、昨年12月定例会から継続審査していた総

合計画基本構想・基本計画案は、慎重に審査するため次期定例会まで継続審査することになりました。議決結果については、14〜16面の議決結果、賛否一覧表をご覧ください。

議会運営委員会から提出された委員会条例改正案は、全員賛成で可決しました。また、議員から提出された実費弁償条例改正案及び井上市長に対する問責決議案は、全員賛成で可決しました。(全文は11面に掲載)

このほか、井上市長に対する不信任決議案が2件、議長に提出されましたが、3名の議員から提出された決議案は、議題となる前に提案議員から撤回の申し出があり、議長が撤回を許可しました。また、7名の議員から提出された決議案は、3月28日、4月1日の会議において議題となり、それぞれ審議を行いました。が、本会議最終日の4月1日の会議において、採決時に定足数(在職議員数の3分の2以上の者の出席)を満たさなくなったため、本会議を休憩しました。しかし、定刻の午後5時になっても再開されず自然閉会となり、審議未了となりました。

予算

1 一般会計

平成26年(2014年)度一般会計当初予算は112.8億247.2万円、前年度比7.8%の増となっています。

新年度の主な事業とその経費は、(仮称)千里山コミュニケーションセンターの整備に係る公有財産購入費等に6億1388万円、災害時に支援を必要とする人の安否確認・避難支援のシステム構築及び福祉避難所備蓄品の配備等に106万円、医療的ケアを必要とする障がい者等が入居

3月定例会の概要	1~3
100条委員会調査報告	3
各会派の代表質問・質問(個人)	4~9
政府等へ意見書	10
常任委員会の審査から、要望・陳情	11~13
議決結果	14~16
議会日誌	16

主な掲載内容

定例会の概要

100条委員会調査報告

各会派の質問

意見書

常任委員会

要望・陳情

議決結果

議決結果

できる多機能施設「(仮称)くらしの場」の整備補助に2765万円、消費税率の引き上げに際し、平成26年(2014年)度に限り低所得者や子育て世帯に臨時特例給付措置を実施するための経費に14億4976万円、待機児童解消のため、認可外保育施設に対する運営費用の助成に1億2085万円、モデル事業として障がい児の受け入れ年限を小学校4年生まで延長する留守家庭児童育成室の運営経費に7億4761万円、乳幼児健診等でアレルギーハイリスク児を把握し、診察、相談、保健指導等を行う事業に382万円、吹田操車場跡地整備事業に5億6906万円、千里山駅周辺整備事業に10億5816万円、都市計画道路南吹田駅前線立体交差事業に15億4033万円、小・中学校における情報教育用機器の賃借・購入及び保守に関する経費に2億2359万円、小・中学校校舎の耐震補強に6億9833万円、(仮称)千里丘北小学校建設工事等に24億2973万円、千一地区公民館建て替え工事等に1億7642万円などです。(賛成多数で可決)

2 特別会計・事業会計

国民健康保険、介護保険など10特別会計の当初予算の総額は800億2851万円で、前年度比4・5%の増となっています。そのうち国保

会計は375億8208万円で1・8%の増、介護保険会計は230億5292万円で7・6%の増となっています。

水道会計は98億374万円で、前年度比12・8%の増となっています。

(国民健康保険特別会計は賛成多数で可決)

※平成26年(2014年)4月1日から市立吹田市民病院が地方独立行政法人化したことに伴い、病院会計は廃止となり、同病院に代わって起債及び償還を行うとともに、同病院への貸し付け及び同病院からの償還金の受け入れを行うために病院事業債管理特別会計が4億5439万円で創設されました。

主な条例

○コミュニティセンター条例

千一コミュニティセンターを公の施設として設置するとともに、現行条例のコミュニティプラザ及びデイサービスセンターに係る規定について整理を図るため、現行条例の全部改正を行うものです。

○積立基金条例の一部改正

配偶者等からの暴力及び児童に対する虐待の防止を推進し、暴力のない安心、安全なまちづくりを目指すダブルリボンプロジェクトの今後の

発展に必要な財源を確保するため、基金を設置するものです。

○こども発達支援センター条例の一部改正

児童福祉法の一部改正に伴い、こども発達支援センターにおいて同法に基づく障害児相談支援事業等を行うものです。

単行事件

○(仮称)千里山コミュニティ施設整備に伴う不動産の取得

千里山霧が丘5番25に建設される建物の一部(床面積1065・59㎡)を5億9944万円で取得するものです。(賛成多数で可決)

○地方独立行政法人市立吹田市民病院中期計画の認可

市長から示された中期目標を達成し、公立病院の役割を果たすとともに、地域の中核病院として市民の生命と健康を守るといふ目的を達成するため、中期計画を定めるものです。

(審査内容の一部は11～13面に、議決結果等は14～16面に掲載)

請願

3月定例会では、市民から提出された請願2件のうち、1件を採択

し、1件を不採択としました。

採択した請願

○古江台幼稚園と北千里保育園との幼保一体化に関する請願

本市初の幼保一体化計画に、保育所と幼稚園が積み上げてきた保育・教育のよさが共にいかされるよう、その基本方針、施設環境及び保育・教育内容について保護者の意見を十分に聴き、慎重に議論してほしい。

不採択とした請願

○国保加入者の生活に配慮し国民健康保険料引下げを求める請願

12月定例会で採択した請願2件について、市長から処理結果の報告がありました。

採択請願の処理報告

○公立保育所民営化実施計画の慎重な検討を求める請願

公立保育所の民営化を進めるに当たり、今後とも保護者説明会を適宜開催し、できるかぎり丁寧な説明に努めたい。また、今後設置を予定している事業者選定委員会には保護者代表にも参画頂き、御意見を頂きながら、慎重かつ丁寧に進めたい。

○（仮称）吹田市立スタジアム建設並びに（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発に関する請願

両施設が本市の都市魅力向上の拠点となることを期待しており、事業者に対し、地元雇用や障がい者支援、交通対策等の観点から要望を行ってきた。今後とも、誰もが安心して観戦し、使用できるよう、引き続き事業者に働きかけたい。

人 事

3月定例会では、次の方々の選任に同意しました。

教育委員会委員（任期4年）

山田西3丁目7番13号
谷口 学 氏

固定資産評価審査委員会委員

（任期3年）

箕面市船場西2丁目9番1号
上田 茂久 氏

人権擁護委員（任期3年）

岸部中5丁目10番10号
清岡 隆文 氏
寿町1丁目11番8号
田原 元宏 氏
泉町5丁目24番30号
矢橋 良栄 氏

グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会（通称：100条委員会）調査報告

100条委員会は、市長をはじめ、関係人に対する証人尋問等や多数の記録及び資料を基に調査を行い、以下の結論を得ました。（調査報告書の全文は、市議会ホームページ（<http://www.city.suita.osaka.jp/home/shigikai.html>）に掲載しています。）

結 論

1. 関係法令等からの逸脱及び不適正な手続 グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務における一連の契約手続は、地方自治体の事務執行の基本から大幅に逸脱しており、極めて不適正であった。

特に、太陽光発電設備設置については、適正な予定価格を計算せずに単独随意契約を行った結果、市場価格を少なくとも800万円上回る金額で契約している。この契約手続は入札業務に関する一般原則に反し、補助金適正化法第11条に定めた、補助事業執行に関する善良な管理者たる注意義務に反する。また、中核市・特例市グリーンニューディール基金交付要綱に定めた交付取消事由にも該当する。

2. 市長の責任 市長には、地方自治法や地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う法的責任がある。そのため、今回の事務執行に関して、市を統括し代表する井上市長には最高責任者としての責任がある。

太陽光発電設備設置が異例の単独随意契約で、かつ、契約の相手方が井上市長の後援会幹部が代表取締役を務める会社であることは、決裁書類を一見すれば判明する。にもかかわらず、井上市長は、随意交渉及び随意契約締結において、契約の相手方、契約額、契約内容、その契約が法令等に違反していないかどうか、具体的事実を正確に認識せず、起案文書に決裁した。

よって、井上市長には、市が契約を締結する場合にその内容が適正であることについて自ら調査、点検し、また職員を管理監督するなどの任務を担っているにもかかわらず、漫然とそれを放置して決裁した法的責任がある。

なお、井上市長は決裁書類に目を通さず、契約の相手方が後援会関連企業と知らずに決裁を行ったと弁明しているが、そのことだけでも職責を放棄する重大な事態であり、市民の信託に反する。

3. 損害の発生 井上市長は、今回の不適正な補助金執行により、当時の市場価格を超える金額、少なくとも800万円の損害を吹田市に与えた。よって、井上市長個人は、その損害額を吹田市に賠償する責任があり、吹田市は環境省に同額を返還すべきである。

4. 市長の指示の疑い 市長決裁を必要とする、太陽光発電設備設置のような重要な契約が、市長への事前説明もなく締結されたとは考えられない。したがって、あらかじめ井上市長の了解を得て協議等を進めていたのではないかとの疑念が最後まで払拭できなかった。

また、ガバナンス推進委員会の報告書は、十分な検証期間もなく出されており、本単独随意契約を正当化する市側の主張を単に追認するためのものに過ぎなかったと本委員会は判断した。

加えて、調査の中で、以下のことも発覚した。

(1)建築課が通常行わない仕様書作成業務を行った (2)適正な積算業務を怠っていた (3)概算工事費を精査できていなかった (4)契約検査室に起案文書を回さず承認を求めなかった (5)契約価格が漏れていた可能性があった (6)契約時に内訳書を提出させなかった (7)環境省に対して事実と異なる報告を行っていた

以上のような行政組織として通常行わないようなことがなぜ行われたのか、職員からは納得のいく説明がなく、背景には何らかの大きな意向、指示などがあったのではないかと疑わざるを得ない。

なお、調査の中で、井上市長の直接的又は間接的な指示があったとする証言は得られなかったが、井上市長の関与の疑惑については払拭できなかった。